

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	運転中の使用済燃料プールにおいて、平成22年3月13日に発生した地震後のプラント点検のための当社社員による現場パトロールを実施中、所持していた業務用携帯電話機を誤って使用済燃料プール内に落下させてしまった。落下させた直後は目視で確認できたことから、準備が整い次第、回収することとしていたが、3月14日に再び発生した地震後のパトロールにおいて当該業務用携帯電話機の所在を確認できなくなったことから、所在確認及び回収方法等を検討	A	3月15日公表済 (PDF111KB)

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置の蒸発器廻りの配管及び膨張弁外面に氷結が認められたため、当該配管及び弁を点検・修理	D	
2	1号機	循環水ポンプ（A・B）駆動用電動機冷却水戻り配管の流量監視用窓（ガラス製）に汚れが認められたため、当該部を点検・清掃	対象外	
3	2号機	所内ボイラ蒸気圧力記録計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力記録計を点検・調整	D	
4	2号機	廃棄物処理系廃液脱塩器の再生終了に伴い、ベント配管のストレーナに汚れ及び樹脂片が認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
5	2号機	廃棄物処理系廃液脱塩器の樹脂入口弁に動作不良（開閉不良）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	3号機	原子炉建屋ドレンファンネルの点検において、番号の表示不良（2箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	対象外	
7	3号機	タービン建屋ドレンファンネルの点検において、詰まり等（9箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
8	3号機	電気油圧式タービン制御装置用高圧油ポンプ（B）入口フィルタ詰まり監視用指示計指針のリンク機構が外れている可能性が認められたため、当該リンク機構を点検・修理	D	
9	3号機	主復水器細管洗浄装置（B、C、E）のボール循環ポンプ用基礎ボルト部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	機器ドレンスラッジサージポンプベント弁、ドレン弁に詰まり及びドレン弁下流側配管継ぎ手部より微量のリーク（にじみ程度）が認められたため、当該弁及び継ぎ手部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	4号機	廃棄物処理系ブリコートポンプメカニカルシール入口電磁弁にシートリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	復水器真空ポンプ連絡配管圧力指示制御器に指示値不良（通常値より低い値）が認められたため、当該制御器を点検・修理	D	
13	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（22-15）窒素補給口蓋部より微少リーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	原子炉建屋2階東側の原子炉再循環ポンプトリップ系遮断器（B）用専用工具収納ラックに常設表示がないとの指摘を受けたため、対応検討	C	
15	5号機	所内ボイラ脱酸剤ポンプグランド部より3秒間に1滴程度の水のリークが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
16	5号機	主復水器細管洗浄装置（A2）のスクリーン位置検出システムの位置ズレを示す警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
17	6号機	プラント起動に先立ち、制御棒操作が操作シーケンス通りに実施していることを監視する機能に関する定例試験を実施したところ、定例試験手順書通りに進まない事象が発生したことから、対応検討	C	
18	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）に潤滑油の圧力低下を示す警報が瞬時発生、復帰を繰り返す事象が数回発生したため、対応検討	D	
19	集中環境施設	焼却炉建屋排気放射線モニタ粒子フィルタ（B）収納部鉛扉の開閉不良（重く開閉作業困難）が認められたため、当該扉を点検・修理	対象外	
20	集中環境施設	高線量廃棄物保管系掴み具除染場の純水供給元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	その他	補給水系配管調査業務社外委託計画実施に関する承認済み社内承認書の紛失が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで